

第五次地域管理経営計画書 (雄物川森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 { 自 平成 2 7 年 4 月 1 日
至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日 }

(第一次変更 平成 2 8 年 3 月)

東 北 森 林 管 理 局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 民有林と協調した森林整備等を推進するために森林整備推進協定を更新し森林共同施業団地を設定したことから変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項……………1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	366	602